

湯梨浜町公共施設等総合管理計画

平成27年3月

鳥取県湯梨浜町

目次

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	2
1. 背景と目的	
2. 対象資産の範囲	
3. 計画の期間	
第2章 本町の現状	3
1. 人口の現状と今後の推移	
2. 財政状況	
第3章 公共施設の現状と今後の更新費用推移	6
1. 公共建築物	
2. インフラ資産	
3. 公共施設全体	
第4章 人口推移と将来負担コスト	13
1. 公共建築物	
2. インフラ資産	
第5章 公共施設マネジメントに関する基本的な方針	14
1. 取組体制	
2. 公共施設マネジメントの実施方針	
3. 協働の推進	
4. 地方公会計制度への取組	
5. フォローアップの実施方針	

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

湯梨浜町は、旧羽合町、泊村、東郷町の2町1村が合併し、平成16年10月1日に誕生しました。その後、合併時に策定された「新町まちづくり計画」や「湯梨浜町総合計画」の内容を尊重しながら旧3町村間一体化の促進と地域の均衡ある発展、豊かな自然と恵まれた環境を活かした特色あるまちづくりを推進してきました。

今後も継続して本町のまちづくりを推進していくにあたり、大きな課題として顕在化してきたのが「公共施設の老朽化問題」です。

本町は旧3町村の時代から高度経済成長期を中心に人口増加や住民ニーズなどに応じて、「学校施設」「公営住宅」「公民館」などの「公共建築物」や「道路」「上下水道」などの「インフラ資産」といった多くの公共施設を整備してきました。

これらの公共施設の多くが近い将来一斉に改修・更新の時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

一方、財政面では、人口減少、少子高齢化等による厳しい状況、更には一層厳しさを増すであろう地方交付税環境が想定されます。

こういった社会情勢の中で、全ての施設を維持・更新することは困難な状況にあり、健全で持続可能なまちづくりを実現するためには、より効果的かつ効率的な公共施設の活用と、最適な規模での維持・更新を行うことが必要となります。

このため、本町では、公共施設の適切な規模とあり方を検討しつつ、公共施設のマネジメントを徹底することにより、公共施設の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない公共施設の最適な配置を実現するために「公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

2. 対象資産の範囲

本町の所有する全ての資産のうち、公共建築物及びインフラ資産、公共施設が立地する土地を対象とします。

3. 計画の期間

本町の所有する全ての資産のうち、昭和40年代半ば以降に整備された公共建築物等の更新や建替えが集中する、平成26年度から平成55年度までの30年間の計画の期間とします。

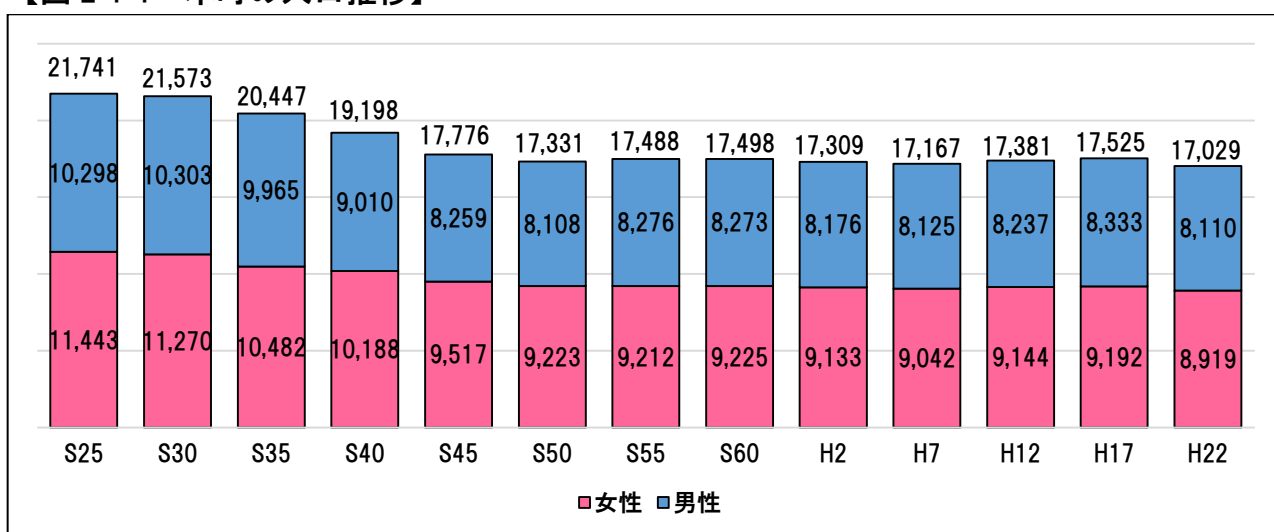
第2章 本町の現状

1. 人口の現状と今後の推移

本町の人口は昭和25年の21,741人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成52年には約13,000人まで減少すると予想されています。

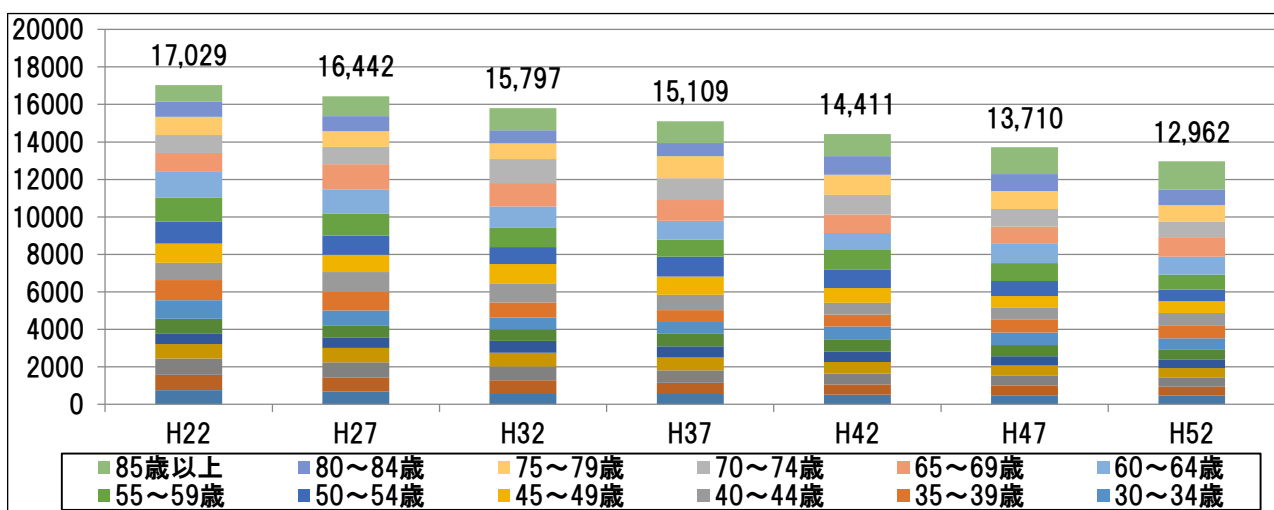
また、人口構成についても少子高齢化が一層進み、生産年齢人口（15歳～64歳）が大幅に減少することが見込まれます。

【図 2-1-1 本町の人口推移】



出展：総務省統計局「国勢調査」

【図 2-1-2 5歳年齢階級別人口の将来予測】



出展：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

2. 財政状況

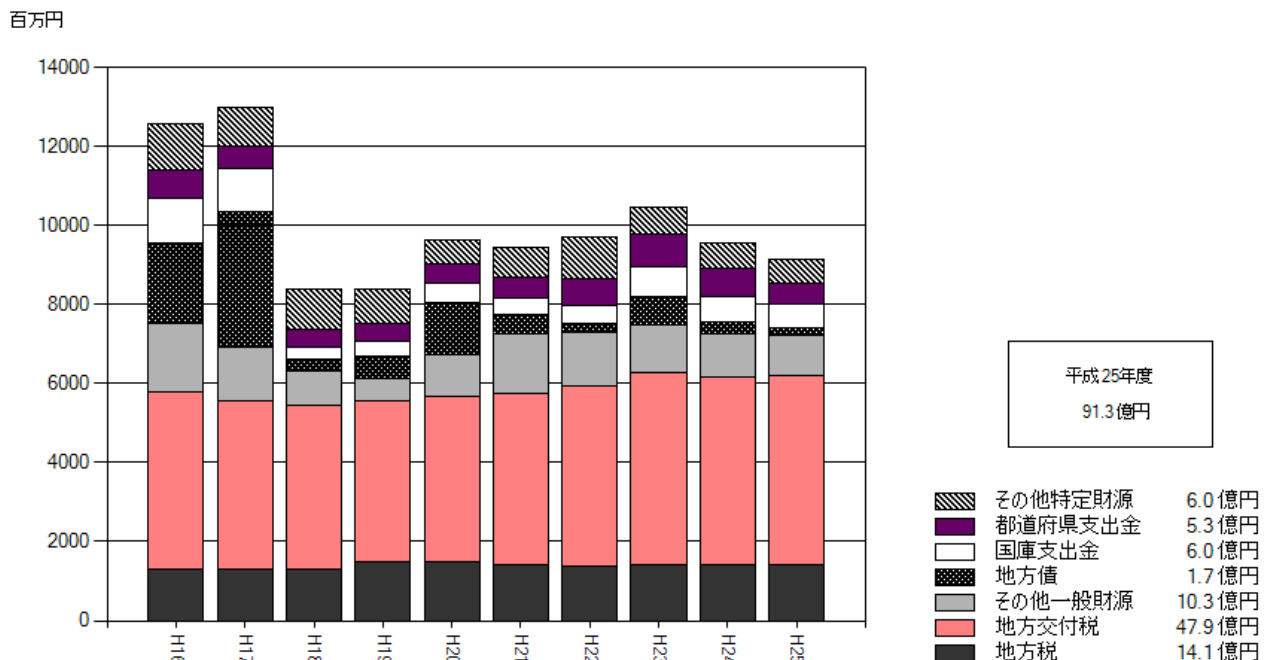
(1) 歳入

本町の平成 25 年度における歳入総額は 91.3 億円となっており、ここ 10 年間の推移をみると、地方債の発行を抑制していることもあり、平成 17 年度をピークに概ね減少傾向にあります。

また、住民税や固定資産税等による自主財源である地方税については、ここ 10 年間で目立った推移はしていませんが、今後、人口の大幅な減少等により減っていくことが見込まれます。

さらに、国の財政状況も厳しい状態が続く中で、国からの補助金の増加も見込めないため、本町としてはますます厳しい歳入状況にさらされることを見込まれます。

【図 2-2-1 本町普通会計における決算の推移（歳入）】



(2) 歳出

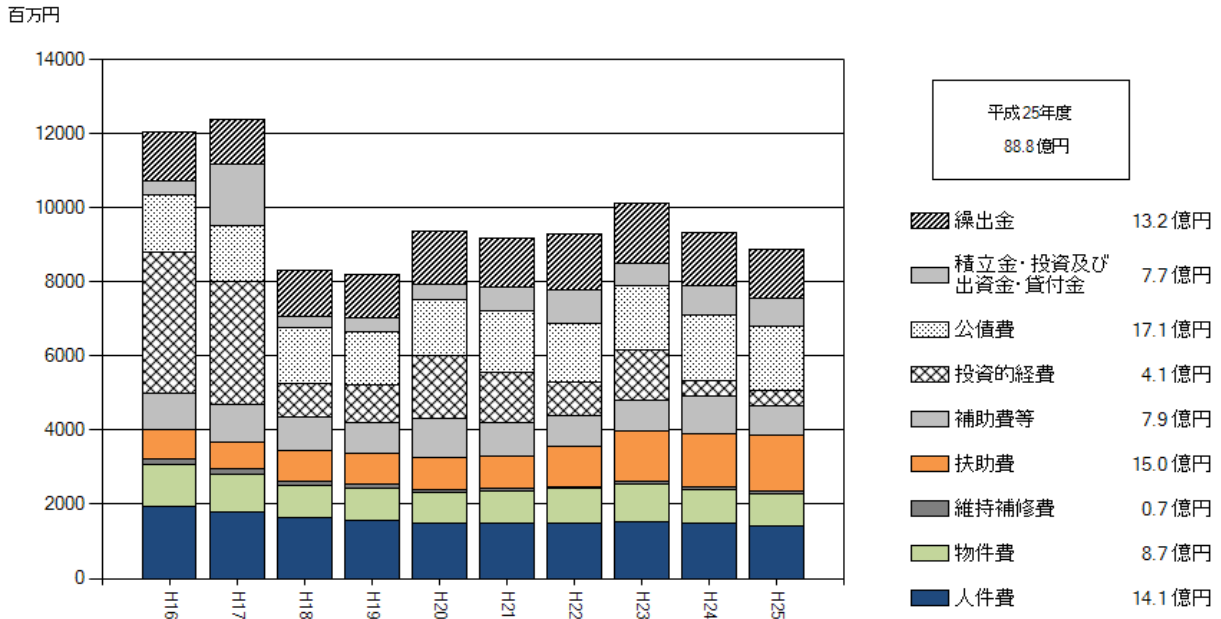
本町の歳出のうち、義務的経費（人件費、公債費^①、扶助費^②）について、人件費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあり、全体としても増加傾向にあります。

特に扶助費の金額は、平成 19 年度に約 8 億であったものが、平成 25 年度には約 15 億円まで増加しております。

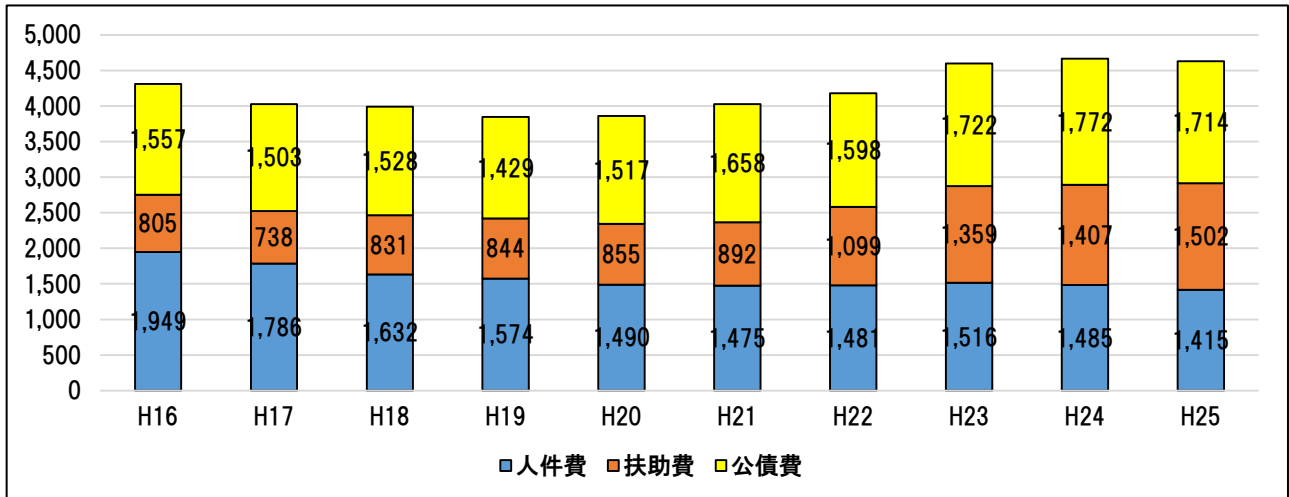
① 公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金の利息合計。

② 扶助費：社会保障制度の一環として生活保護法や児童福祉法など、法令により支出が義務付けられている経費。

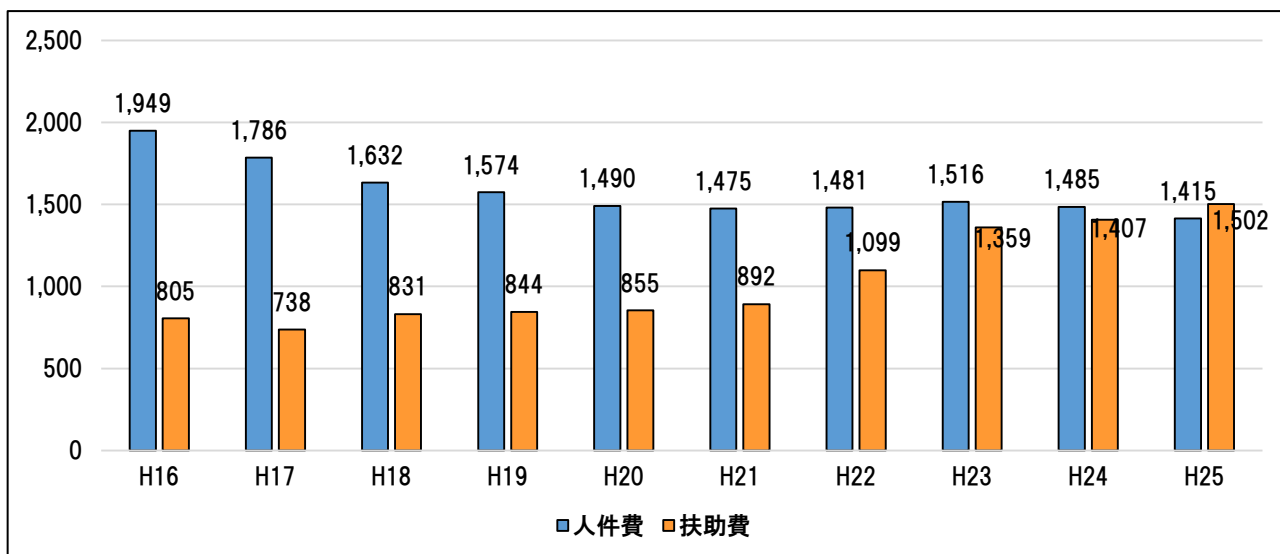
【図 2-2-2 本町普通会計における決算の推移（歳出）】



【図 2-2-3 義務的経費の推移と内訳（単位：百万円）】



【図 2-2-4 人件費・扶助費の推移（単位：百万円）】



第3章 公共施設の現状と今後の更新費用推移

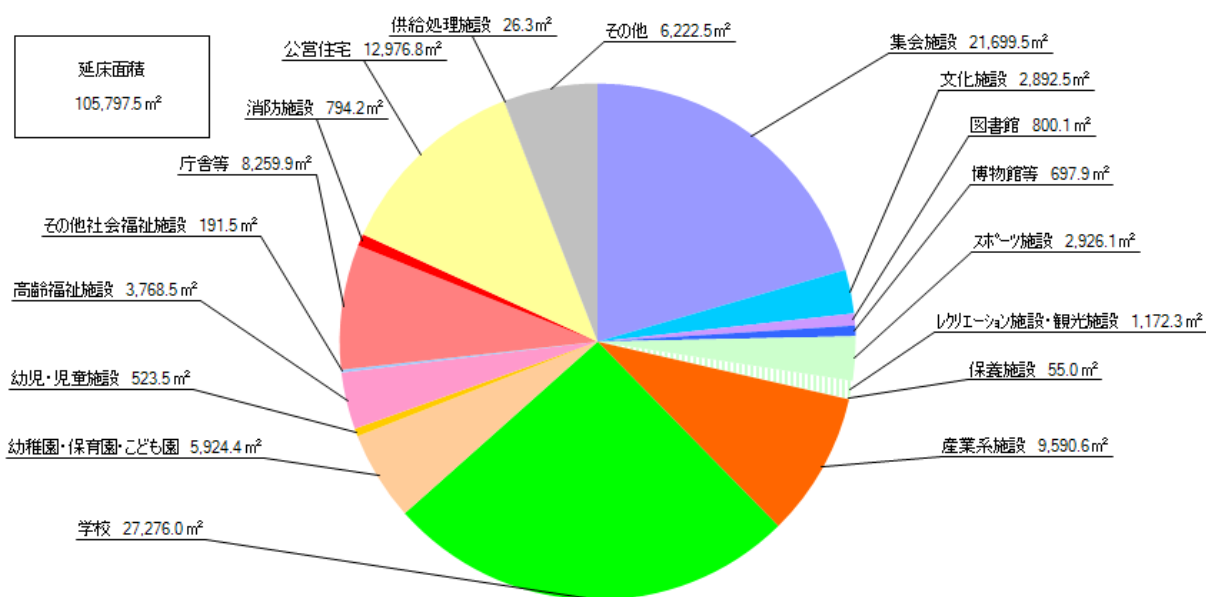
1. 公共建築物

平成24年度末における、本町が所有する公共建築物の延床面積の合計は105,797.5㎡で、町民一人当たりの延床面積は6.04㎡、全国平均の3.22㎡^③と比較すると約1.88倍となり、全国平均と比べると多い状況となっています。

公共建築物の延床面積を建築用途別に見てみると、学校施設の延床面積が最も多く、公共建築物全体の25.8%、続いて公民館等の集会施設が20.5%、公営住宅が12.3%という状況です。

また、建築年度別に見てみると昭和40年代半ばから建築した公共建築物が急激に増加しているという状況です。

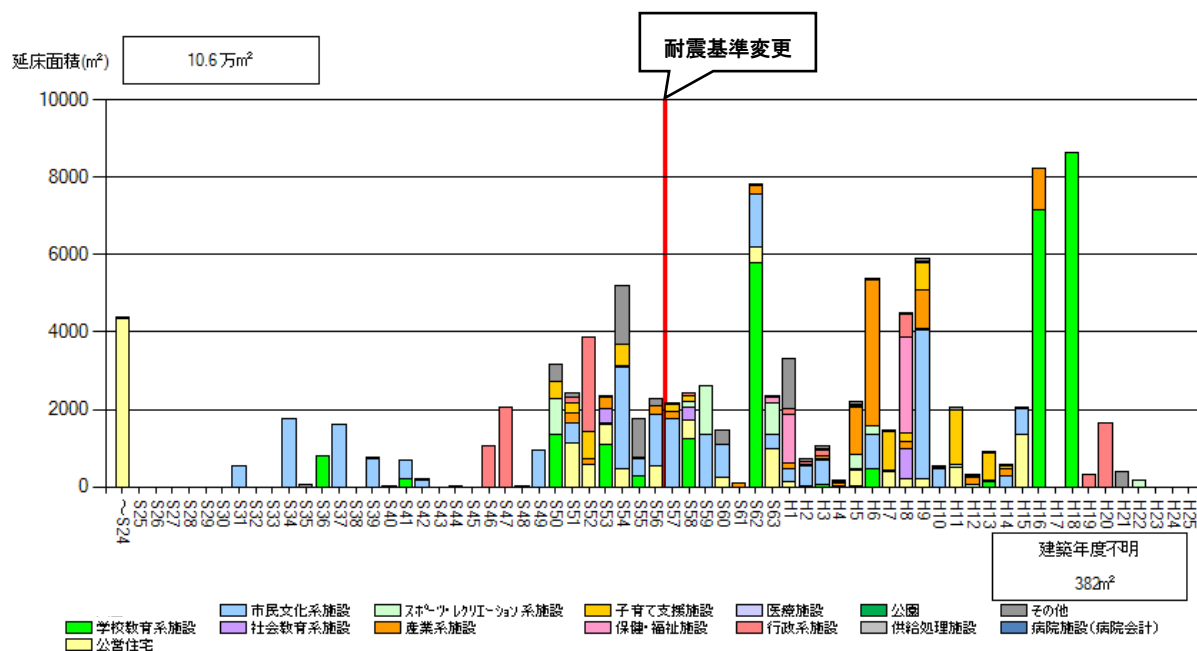
【図3-1-1 公共建築物の内訳】



種別	面積 (㎡)	割合 (%)	種別	面積 (㎡)	割合 (%)
集会施設	21,699.5	20.5	幼稚園・保育園・こども園	5,924.4	5.6
文化施設	2,892.5	2.7	幼児・児童施設	523.5	0.5
図書館	800.1	0.8	高齢福祉施設	3,768.5	3.6
博物館等	697.9	0.7	その他社会福祉施設	191.5	0.2
スポーツ施設	2,926.1	2.8	庁舎等	8,259.9	7.8
レクリエーション施設・観光施設	1,172.3	1.1	消防施設	794.2	0.8
保養施設	55.0	0.1	公営住宅	12,976.8	12.3
産業系施設	9,590.6	9.1	供給処理施設	26.3	0.0
学校	27,276.0	25.8	その他	6,222.5	5.9
合計			合計		
				105,797.5	100.0

③ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月総務省）

【図 3-1-2 年度別整備延床面積】



本町が現在所有している公共建築物の老朽化が進む中で、全ての資産を保持しつつ大規模修繕や建替を行った場合、今後40年間に係る更新費用の総額は434.9億円、年平均では10.9億円になることが予想されます。

これは、直近5年間に公共建築物の更新費用に充てている投資的経費の年平均が0.48億円であるの対して、22.5倍となります。

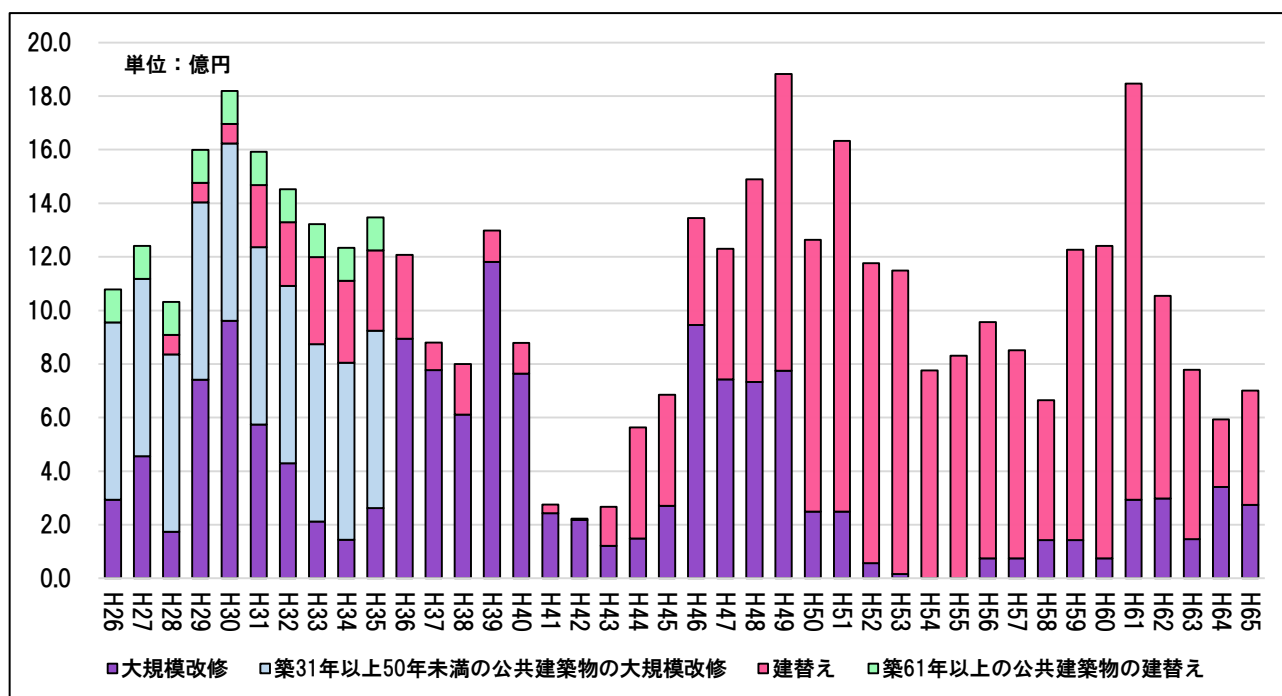
○更新費用算出条件

種別	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

大規模改修：建築後30年経過

建替え：建築後60年経過

【図 3-1-3 将来の更新費用推計（公共建築物）】



○更新費用推計の内訳

	今後40年間の 更新費用総額（億円）	単年平均の 更新費用（億円）
大規模改修	151.1	3.8
築31年以上50年未満の 公共建築物の大規模改修	66.2	1.7
建替え	205.2	5.1
築61年以上の 公共建築物の建替え	12.4	0.3
合計	434.9	10.9

○直近5年間の投資的経費の内訳（億円）

	更新費用	新規整備	合計
平成21年度	0.15	0	0.15
平成22年度	1.50	0	1.50
平成23年度	0.52	0	0.52
平成24年度	0.13	0	0.13
平成25年度	0.10	0	0.10
合計	2.41	0	2.41
単年平均	0.48	0	0.48

2. インフラ資産

インフラ資産とは「道路」や「上下水道」等、生活や産業の基盤となる公共施設であり、住民の生活や地域の経済活動を支えるために必要不可欠な資産です。

本町が現在所有しているインフラ資産は以下の表に記載のとおりとなっています。

○主なインフラ資産の所有量（平成26年3月時点）

インフラ資産		総延長（m）	総面積（㎡）
道路	一般道路	210,806	1,098,744
	自転車歩行者道	4,373	12,397
橋梁		1,747	11,326
上水道		75,804	—
下水道		139,800	—

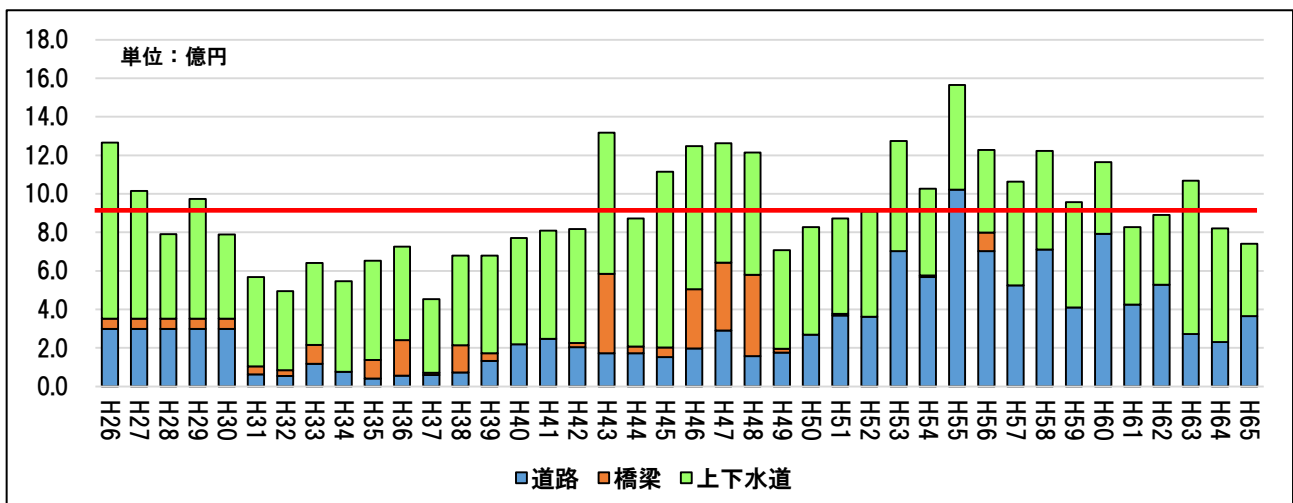
本町インフラ資産のうち、道路・橋梁などの構造物の中には、建築後40年以上経過しているものもあり、今後急速に老朽化していくことが懸念されます。

また、現在の保有資産を全て保有・維持し続けた際、今後40年間で係る更新費用総額と単年度平均の必要更新費用は以下の表に記載の通りです。

○今後40年間の更新費用総額と単年度平均

インフラ資産	40年間の更新費用総額(億円)	単年度平均の更新費用(億円)
道路	124.1	3.1
橋梁	26.3	0.7
上水道	74.4	1.9
下水道	143.8	3.6
合計	368.6	9.2

【図3-2-1 将来の更新費用推計（インフラ資産）】



(1) 道路

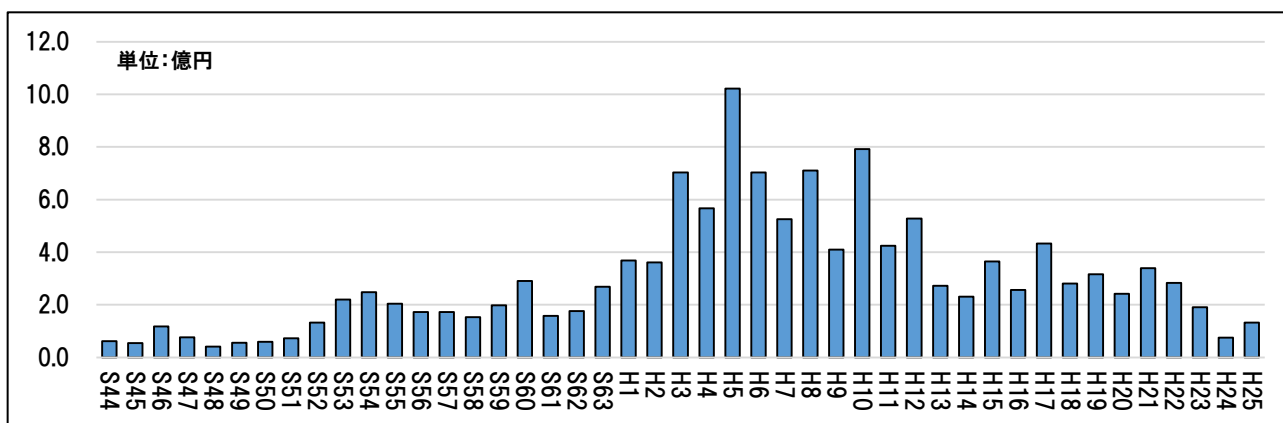
本町が所有する道路は一般道路 210,806m、自転車歩行車道 4,373mで合計 215,179mあります。

また、道路整備にかけた普通建設事業費^④は平成 3 年度から平成 12 年度までの 10 年間に集中しており、10 年間の合計で約 63.9 億円、単年度平均では約 6.4 億円です。

道路の資産としての寿命は、構造や交通量による影響を受けるため、一様ではないものの、平成 27 年 1 月に総務省より示された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、開始固定資産台帳作成時の道路の耐用年数が 50 年と示されていることから、今後 40 年の間に大規模な改修工事を行うことが必要になります。

過去の普通建設事業費をもとに今後 40 年間の更新費用総額を推計すると約 124.1 億円になることが予想されます。

【図 3-2-2-① 年度別整備費（道路）】



(2) 橋梁

本町にある橋のうち、5m以上の橋は 78 箇所あります。

この 78 橋のうち、建設後 50 年以上経つ高齢化した橋は、現在約 1 割程度ですが、20 年後には約 5 割程度になります。

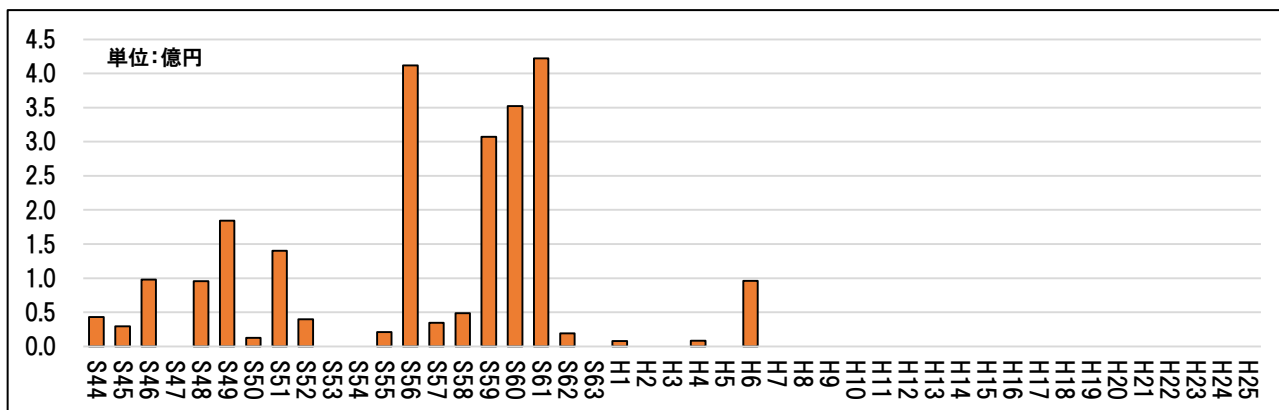
また、昭和 44 年以降、本町が橋の整備にかけた普通建設事業費は昭和 56 年度から昭和 61 年度の 6 年間に集中しており、6 年間の合計で約 15.8 億円、単年度平均では約 2.6 億円です。

本町では、これまで橋の修繕について対症療法（損傷が大きくなってからの修繕）を中心としていたため平成 7 年度以降、橋の整備に普通建設事業費をかけていませんでした。

この対症療法をこれからも続けていくと、橋の老朽化がいつそう進む 20 年後には橋の補修や架け替え工事を集中的に行うことになり、通行止めや渋滞等、道路機能が低下するだけでなく、大規模な工事により多大な更新費用が必要となり、今後いつそう本町の財政を圧迫していくことが予想されます。

② 普通建設事業費：公共建築物、インフラ資産等の新增設事業を行う際に必要な経費。

【図 3-2-2-② 年度別整備費（橋梁）】



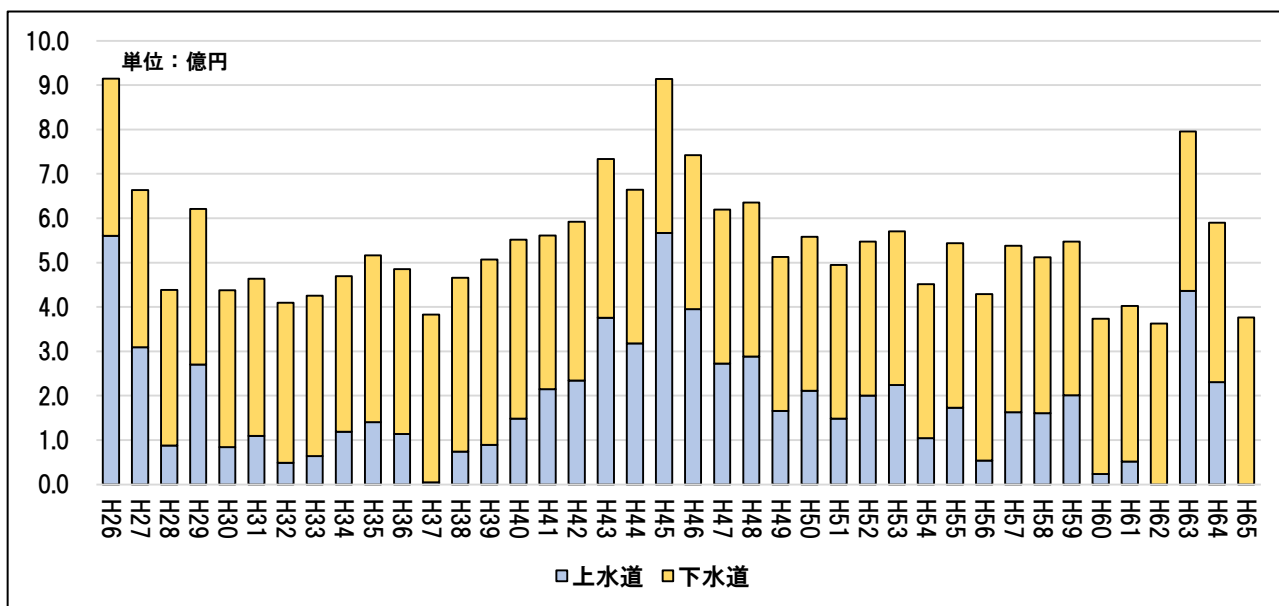
（3）上下水道

本町では現在、75,804mの上水道管と 139,800mの下水道管を所有しており、上水道の普及率（＝給水人口/総人口）は 99.5%、下水道の普及率は 97.4%の状況です。

上下水道管路の整備についても前述の道路、橋梁と同じく普及の時代から更新布設替えの時代に突入しています。

また、東日本大震災を経て、水道管路の耐震化の必要性が強まる中、上水道管を 40 年、下水道管を 50 年で更新するとした場合、今後 40 年間の更新費用総額は上水道が約 74.4 億円、下水道が 143.8 億円、合計で約 218.2 億円必要になることが予想されます。

【図 3-2-2-③ 将来の更新費用推計の内訳（上下水道）】

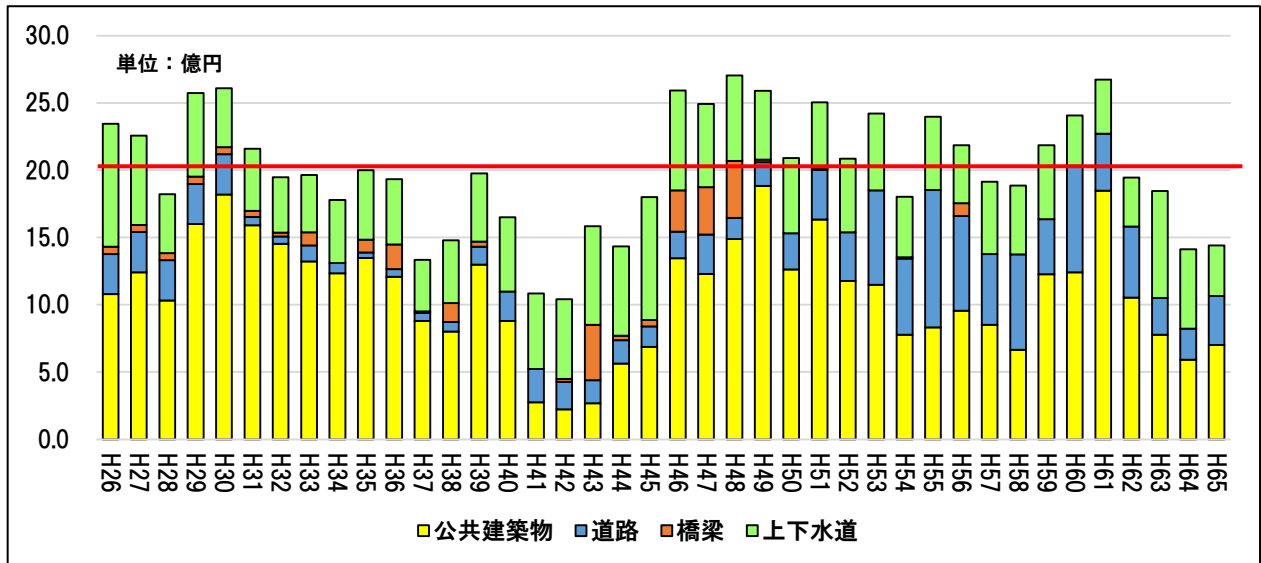


3. 公共施設全体

公共建築物とインフラ資産を含めた公共施設全体の今後 40 年間の更新費用総額は約 803.5 億円、単年度平均では約 20.1 億円となることが予想されます。

これは本町の平成 25 年度普通会計決算における投資的経費が約 4.1 億円であるのに対して約 5 倍の金額を捻出していく必要があることとなります。

【図 3-3-1 将来の更新費用推計（公共施設全体）】



第4章 人口推移と将来負担コスト

1. 公共建築物

前章で記載した通り、本町の公共建築物の延べ床面積は約10.6万㎡で、町民一人当たり6.01㎡を保有しています。

過去5年間の公共建築物に係る投資的経費を町民一人当たり換算すると2,839円となります。

現在の保有面積を今後も維持する場合、人口減少の影響を加味すると今後40年間の町民一人当たりの公共建築物に係る投資的経費は79,504円と現在の28倍の負担となる計算になります。

一方、現在の投資的経費を今後も維持した場合は、更新できる延べ床面積は1.7万㎡まで減少することとなり、6分の5の施設が更新できなくなる計算となります。

公共施設のうち、学校の占める延べ床面積の割合は25.8%であり、学校の延べ床面積が2.7万㎡ですので、多くの公共建築物を統廃合しなければならないこととなります。

出生数の減少等により生徒数の減少は必至ではありますが、次代を担う子どもたちの育成のためにも資産管理状況を適切に行い、効率的な財政運営を実施していく必要があります。

2. インフラ資産

インフラ資産においても、一人当たり更新費用は増加する傾向にあります。これまで整備したインフラ資産の維持更新だけを行うとしても、一人当たりの年間負担額は、道路については11,923円から22,611円に、橋梁では0円から5,106円の増額が必要となります。

上下水道では、下水道管で布設から20～30年経過しているものについては特に老朽化が進んでいるため、3,974円から40,117円にまで更新費用の増額が必要となります。

そのため、平成17年度に策定した「湯梨浜町上水道基本計画」に基づき、より計画的・効率的な水道施設の整備・更新を図っていく必要があります。

○町民一人当たりの投資的経費負担の比較

		過去5年間の実績平均		今後40年間の推計平均		倍率 (B)/(A)
人口		17,613人		13,710人 ^{注1}		
		単年平均		単年平均		
		1人あたり (A)		1人あたり (B)		
投資的経費	公共建築物	0.5億円	2,839円	10.9億円	79,504円	28.0
	道路	2.1億円	11,923円	3.1億円	22,611円	1.9
	橋梁	0.0億円	0円	0.7億円	5,106円	-
	上下水道	0.7億円	3,974円	5.5億円	40,117円	10.1
合計		3.3億円	18,736円	20.6億円	147,338円	7.9

注1 今後40年間の人口平均として20年後の将来予想人口である13,710人を利用。

第5章 公共施設マネジメントに関する基本的な方針

1. 取組体制

(1) 計画実施期間

平成26年度から平成55年度までの30年間を計画実施期間とします。
ただし、計画実施期間内であっても適宜計画内容の見直しを行うものとします。

(2) 計画の実施概要

公共施設マネジメントの実施にあたっては、固定資産台帳を整備することで総資産量を把握し、資産全体を一元管理する専門組織を設置することで、全庁的な取組を推進し、進捗管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

なお、公共施設マネジメントの実施においては、専門的な検証が重要であるため、高い技術を持った職員を継続的に養成し、より効果的な手法の検討や管理方法の見直しを実施できる体制を構築していきます。

(3) 職員意識の改革

公共施設マネジメントを推進していくには、職員が新たな視点と改革への意識を持って取組んでいく必要があります。

また、公共建築物やインフラ資産等、資産が老朽化している現状や公共施設マネジメントの意義などを十分に理解し、経営的感覚を持った継続管理や総量の適正化を行っていくとともに、住民の方に安心して暮らしていただけることを目標に全職員一丸となって日々の創意工夫を実践していくことが重要です。

そのために、継続的な研修や啓発活動を行い、公共施設マネジメントのあり方やコスト意識の向上といった職員意識の改革に努めていくものとします。

(4) 財政との連携

効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していくためには、財政措置が必要不可欠であり、予算編成部署との連携ができて初めて実現できることとなります。

そのため、公共施設マネジメントの導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながら国の地方財政対策（公共施設等の老朽化に係る地方財政措置）等を最大限活用し、その確保に努めることとします。

また、予算配分の仕組みとしては公共施設等総合管理計画に基づいた中長期的なコスト減少につながる事業について、通常の予算要求枠とは異なる特別枠を設定することで効果の見込める事業に積極的に取組んでいくことを検討していきます。

2. 公共施設マネジメントの実施方針

(1) アセットマネジメントの推進

アセットマネジメント^⑤の推進をより実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当している各部署と公共施設マネジメントの専門組織とが連携することで、以下の方針を実行していくこととします。

【公共建築物】

① 方向性の検討

教育施設、町営住宅といった施設の種別ごとに各施設の利用度、減価償却費等の現金支出を伴わないコストを含めた維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、各施設種別の長期的な整備の方向性を示します。

② 「施設カルテ」の作成

個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度合い等の施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基本データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

③ 施設評価の実施

定量評価 作成した施設カルテについて、利用度、維持管理コスト、老朽化度といった定量的な情報にもとづき、評価を行います。

定性評価 定量評価の結果をもとに、施設種別ごとに示す方向性を踏まえ、町域内の配置状況や設置の経緯などの定性的な情報を加えた評価を行います。

総合評価 定性評価の結果をもとに、住民意志を反映した評価を行います。

総合評価結果については「継続」、「集約化」、「複合化」、「転用」、「廃止」の5区分とし、結果に応じて次ページの「アセットマネジメント取組方針」の方向性で検討していくこととします。

④ 個別施設評価にもとづく実行

継続、集約化、複合化、転用、廃止といった評価結果にもとづき、中長期的な個別施設計画を策定し、計画に基づいた取組を実行していきます。

⑤ アセットマネジメント：公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくためのマネジメント手法。

○アセットマネジメント取組方針

- ＜継続＞ 施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施する。
- ＜集約化＞ 既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備する。
- ＜複合化＞ 既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備する。
- ＜転用＞ 施設の改修は実施し、他の公共機能を有した施設として利用する。
- ＜廃止＞ 施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用捻出を図る。

アセットマネジメント取組方針にもとづいた総資産量の適正化を目指し、公共建築物の総延床面積の縮減を目指します。

本町における町民一人当たりの延床面積は第3章で示した通り、6.04 m²と全国平均の約1.88倍であるため、全国平均を目標とすると約47%の縮減が必要となります。

これは、現在の公共建築物の約半分を縮減するということになり、適切な住民サービスの提供が困難になる可能性があることから、適正な目標設定であるとは考えられません。

そこで、本町は先進技術の積極的な活用や、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで30年後の30%縮減を目標とします。

総延床面積の縮減目標

総延床面積を30年間で30%縮減（平成26年3月末比）します。

<インフラ資産>

①方向性の検討

固定資産台帳の整備を通じて道路、橋梁、上下水道、公園といった施設種別ごとの整備状況や老朽化度合い等から、今後の維持管理に関する方向性を検討します。

②現状把握

定期的な点検を行うことにより施設の劣化状況等を把握し評価するとともに保有データの蓄積、精緻化を行います。

③計画的修繕の実施

現状把握にもとづいた短中期の修繕計画を策定し、実施します。

④取組の見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に勘案し、維持管理に関する方向性を見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

(2) 長寿命化の推進

<公共建築物>

○長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコスト^⑥を把握、管理することで、その削減に努めます。

○施設の長寿命化により建替え更新時期を分散させることで、歳出予算の平準化を図ります。

<インフラ資産>

○道路、橋梁、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。

○対症療法型による修繕ではなく、予防保全型^⑦による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

⑥ ライフサイクルコスト：建設に係る費用だけでなく、維持、管理、改修、解体処分に至るまで建物ができてから取崩すまでに必要な全ての費用。

⑦ 予防保全型修繕：損傷が大きくなる前に小規模な修繕工事を実施する、資産の寿命を延ばすための手法。

(3) 民間活力の導入

<公共建築物>

- 現在整備を進めている固定資産台帳を公表資料としていくことで、本町の保有する公共施設の情報を広く開示していき、民間からの提案の受入れを推進していきます。
- PPP^⑧／PFI^⑨などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極導入するなど、民間事業者の資金やノウハウを活用した公共サービスの提供を推進します。
- 包括的民間委託の発注など、効率的な契約方式の検討を行います。

<インフラ資産>

- 外部専門家や民間企業との連携を強化し、新技術や新制度を積極的に取入れることで効率的な資産の維持管理に努めます。
- PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入します。

3. 協働の推進

(1) 隣接市町との協働

- 隣接市町との公共施設の相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を図ります。

(2) 住民との協働

- 公共施設を用いたサービスの提供について、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- 公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報等を住民に積極的に発信していきます。

⑧ PPP：官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。個別の手法としてはPFIや指定管理者制度がある。

⑨ PFI：設計、建設、維持管理、運営等について、民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う事業手法。

4. 地方公会計制度への取組

従来の官庁会計では、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計、単式簿記会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたライフサイクルコストの把握が困難であり、減価償却費^⑩などの非現金支出についても資産の状況に反映されないという課題がありました。

そこで、本町は公共施設マネジメントを行っていくにあたり、地方公会計制度への取組を積極的に推進することで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを正確に把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

なお、地方公会計制度への取組の具体的なスケジュールとしては平成 27 年度中に固定資産台帳の整備を完了し、平成 28 年度には全体財務書類^⑪の作成を進めていきます。

<地方公会計制度の概要>

- 民間企業会計の考え方に近い、発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成する。
- 財政状態の正確な把握のため、固定資産台帳の整備が必須。
- 平成 27 年 1 月に公表された「統一的な基準」による財務書類を平成 29 年度までに作成し、公表する。

5. フォローアップの実施方針

- PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、進捗管理や計画の見直しを行い、継続的な取組を実施します。

⑩ 減価償却費：固定資産の老朽化による価値の減少を各会計年度の費用として換算した金額。

⑪ 全体財務書類：一般会計と特別会計を合算した会計範囲での財務書類。

湯梨浜町公共施設等総合管理計画

発 行 湯梨浜町
平成 27 年 3 月
編 集 湯梨浜町総務課
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1
電 話 (0858) 35-5301
F A X (0858) 35-3697